

令和3年度 水道事業会計決算

令和3年度の水道料金収入は、前年度並みの34億円(対前年度比0.2%減)となりました。また、水道水の使用量も前年度並みとなる2032万立方メートル(対前年度比1.1%減)で、新型コロナウイルス感染症の影響により近年続いている、大口使用者の使用量が減少して一般家庭の使用量が増加するという使用傾向にも目立った変化はありませんでした。

事業経営を取り巻く環境は、人口減少や節水型機器の普及などに伴って水道水の需要減少が見込まれるなど、厳しいものとなっていますが、安全な水道水の安定供給を今後も確保していくため、施設の老朽化対策や災害対策に継続して取り組むとともに、本市水道事業の具体的施策を定めた長期経営構想(平成27年4月改訂)に基づいて健全な経営に努めていきます。

令和3年度(令和3年4月～令和4年3月)水道事業会計の決算は、令和4年9月定例会市議会で認定されました。

事業の運営や施設の管理に関わる収益的収支は、3億5500万円の純利益を計上しました。

施設の新設や改良に関わる資本的収支では、21億6100万円の不足額を内部留保資金などで補填し、水道施設の整備を行いました。

鳥取市

水道局だより

2022.11.1《No.70》

編集 鳥取市水道局経営企画課広報係
 電話 0857-53-7811(代表)
 0857-53-7953(直通)
 ファクシ 0857-53-7802

鳥取市水道局ホームページ
<https://www.water.tottori.tottori.jp/>

連絡先

国安庁舎
 電話 0857-53-7811
 ファクシ 0857-53-7802

南地域水道事務所
 電話 0858-76-3118
 ファクシ 0858-85-0672

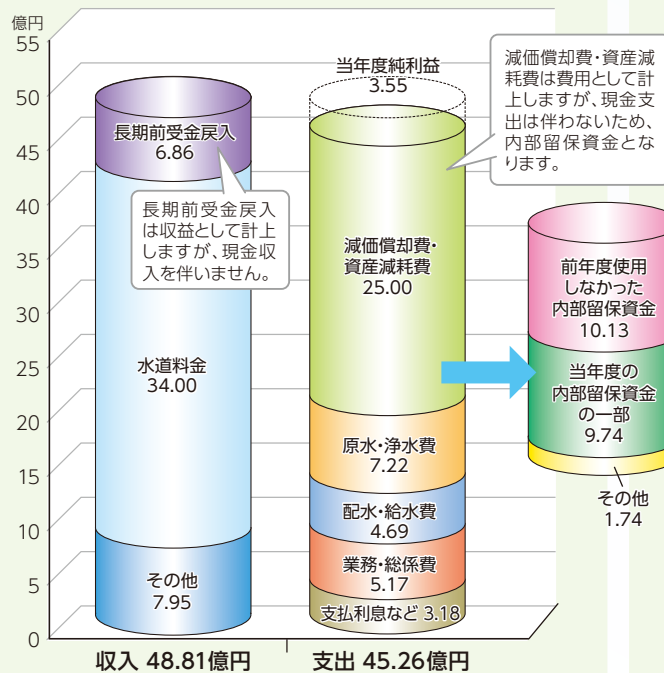
西地域水道事務所
 電話 0857-85-2526
 ファクシ 0857-85-1819

令和3年度 決算の内訳

水道事業会計は、**収益的収支**と**資本的収支**に区分されます。

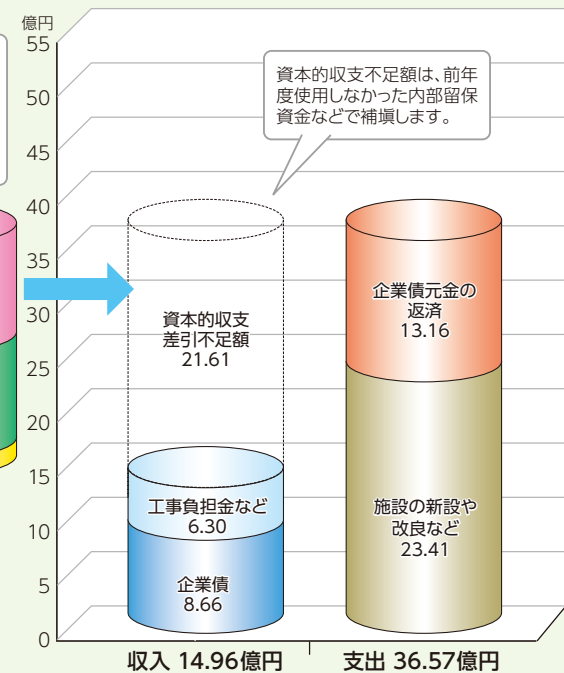
●収益的収支

事業の運営や施設の管理に関わる収支です。



●資本的収支

施設の新設や改良に関わる収支です。



収益的収支の用語

- ◆**長期前受金戻入**: 施設の新設や改良をする際に交付を受けた補助金等の減価償却費相当分を収益として計上したものの。
- ◆**減価償却費**: 施設の新設や改良に支払ったお金を、定められた耐用年数に応じて毎年費用化したもので、この費用は内部留保資金となり、企業債元金の返済と施設の新設や改良をするための資金になります。
- ◆**資産減耗費**: 施設を廃棄する場合、減価償却後の残存価格を費用として計上したものの。
- ◆**原水・浄水費**: 原水(天然の水)を水道水にするための費用。
- ◆**配水・給水費**: お客さまの所まで水道水を送るための費用。
- ◆**業務・総係費**: 水道メーターの計量、料金の徴収、窓口サービスなどの費用。
- ◆**支払利息**: 企業債(借入金)の利息。

資本的収支の用語

- ◆**企業債**: 施設の新設や改良をするための借入金。地方公営企業の場合、施設整備の資金は主に企業債で調達します。借入金は一定の期間(数年～数十年)で返済していきます。

令和3年度 水道事業会計決算

実施した主な事業

配水施設整備事業 (事業費2億853万円)

配水施設整備事業は、安定給水の確保や効率的な水運用、重要管路の耐震化などを行う事業です。

令和3年度は、河原地域の渡一木配水池系において、江山浄水場から送水するための水道管の布設を行いました。また、徳尾配水池系送水管を耐震管に布設替えしました。

(3ページに関連記事「災害対策を掲載しています。)



送水管布設工事(河原地域)

配水管等改良事業 (事業費12億8004万円)

配水管等改良事業は、震災時応急給水拠点の整備や老朽化した水道管の更新、水管橋の耐震補強などを行う事業です。

令和3年度は「震災時応急給水拠点第2次整備」として、国英地区公民館や若葉台小学校など6力所の拠点を整備しました。また、布設時期が古く耐震性に劣る鑄鉄管や塩化ビニル管および鋼管については、耐震管への布設替えを継続して行いました。

また、水道施設の適切な管理を図るため、水道施設の位置・構造・設置時期等の施設管理上の基礎的事項を記載した水道施設台帳の作成、電子化(水道施設台帳システム)を進めました。

なお、水道施設台帳システムは、令和3年度から4年度にかけて整備を行い、令和4年10月から運用開始しています。



応急給水栓

地域水道整備事業全体図



- 令和3年度事業箇所
- 令和2年度までに整備完了



上地配水池：容量60m³ (国府地域)

地域水道整備事業 (事業費6億1085万円)

地域水道整備事業は、統合した簡易水道給水区域の施設の統廃合や整備を行う事業です。

令和3年度も水道管の布設や水源調査などを引き続き行いました。このうち、国府町上地地域で整備を進めていた水源開発と浄水場整備が完了し、上地浄水場内に新設した配水池の供用を開始しました。また、用瀬地域では、令和5年供用開始予定の配水池新設に伴う水道管の整備を継続して行いました。

諸施設整備事業 (事業費2億384万円)

諸施設整備事業は、ポンプ設備、水質測定装置、塩素滅菌装置、施設間のテレメータ装置(遠隔地に水位などの情報を伝達する装置)などの更新を行う事業です。

令和3年度は、本市最大の上町配水池の外壁改修をはじめ、吉岡ポンプ場などの老朽化したテレメータ装置等の更新などを行い、水道水の安定供給を図りました。



完成

着工前

上町配水池：容量10,000m³
外壁改修を行い、施設の長寿命化を図りました。

問い合わせ先
総務課財務係
0885-753-7913

災害対策

地震に強い水道を目指して

水道は日常生活に欠かせない重要なライフラインであり、地震などの大規模災害時においても断水による市民生活への影響を最小限にとどめることが求められます。

厚生労働省は、水道事業における耐震化の推進施策の一環として、特に重要とされる水道施設である、基幹管路、浄水施設、配水池の耐震化の状況を調査し、結果を公表しています。

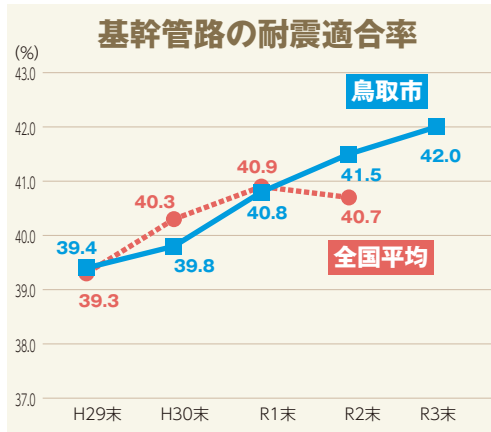
本市における水道施設耐震化の状況と、今後の取り組みについてお知らせします。

●管路の耐震化

本市では、老朽管の更新の際には耐震管を使用し、全管路の耐震化を目指しています。

本市の水道管の総延長は令和3年度末で1,768kmあり、そのうち、耐震適合性のない铸铁管、塩化ビニル管、鋼管などの管路が多く残っています(全体の約68.9%)。

中でも、重要な管路である基幹管路は、万一被害を受ければその影響は広範囲となることから、優先して整備を進めています。令和3年度末の耐震適合率は全長236kmの内42.0%となっており、整備は順調に進んでいます。今後も、重要度、優先度を考慮しながら、費用対効果の高い災害対策となるよう取り組みを推進していきます。



全国平均の数値は、厚生労働省による耐震化状況の調査結果

●施設の耐震化

浄水施設耐震化率は、本市浄水処理能力の大部分を占める江山浄水場が平成22年に完成したことにより、令和3年度末で90.4%(令和2年度末全国平均38.0%)となっています。また、配水池耐震化率は令和3年度末で74.3%(令和2年度末全国平均60.8%)で、いずれも全国平均を上回っています。

しかし、市内には、老朽化した小規模施設が広範囲に点在しており、施設規模に余裕がなく耐震性も劣る状況となっていることから、施設の統廃合や、老朽化した配水池や管路の更新計画に基づいた整備を行い、耐震化を推進していきます。

用語解説

- ◎基幹管路…水源から浄水場へ原水を送る導水管路や、浄水場から配水池へ浄水を送る送水管路、口径350mm以上の配水管路
- ◎耐震適合率…管路総延長に占める、耐震管および地盤条件により耐震性を有すると判断される管路延長の割合
- ◎浄水施設耐震化率…全浄水施設処理能力に占める、耐震対策の施されている浄水施設能力の割合
- ◎配水池耐震化率…配水池総容量に占める、耐震対策の施されている配水池容量の割合

水道小話

すいどうはなし

お風呂の効能

私たちの生活に欠かせない水道水。今回は、お風呂のお話です。お風呂には、体を温め血行を良くする温熱効果や重力による体への負荷を軽減する浮力効果、水圧により血液やリンパの循環を促す静水圧効果、汚れを落とす清浄効果、水の粘りによる粘性・抵抗性効果など体に良い様々な効能があります。



■オススメ入浴法

入浴のタイミングは就寝の1～2時間前が快眠・疲労回復に最適です。

入浴によって上がった体温が下がり始めることで、寝付きやすくなり質の良い睡眠をとることができます。温度は40℃程度だと、のぼせにくく、副交感神経が優位になりリラックスしやすいです。

また、全身浴では、温熱効果・浮力効果・静水圧効果を効率的に得ることが期待できる一方、半身浴は体にかかる負担が少ない等のメリットがあります。

長湯しすぎないように全身浴の場合は10分程度、半身浴の場合は20分程度浸かるのがオススメです。

お湯の温度が42℃を超えると血圧や脈拍を急上昇させるなど、体の負担が大きくなります。体調に合わせて無理をしないようにしましょう。また、入浴時には発汗で多くの水分を失います。入浴後だけでなく、入浴前にもしっかり水分を補給しましょう。

なお、心臓や肺に疾患がある方は、医師の指導のもと適切な入浴を心がけましょう。

温熱効果

- ・疲労回復
- ・腰痛、肩こり緩和
- ・リラックス
- ・神経痛改善
- ・快眠 など

浮力効果

- ・リラックス
- ・腰痛の緩和 など

健康効果

粘性・抵抗性効果

- ・生活習慣病の改善 など

清浄効果

- ・肌の健康の保持 など

静水圧効果

- ・足のむくみ解消
- ・疲労回復 など

ご家庭の水道メーターの口径について

口径を知るには

メーターの口径は、メーターボックス内のメーターを直接確認するか、2カ月ごとにお渡しする「使用水量・料金のお知らせ」で確認できます。

なお、メーターの口径に応じ、基本料金は異なります。(表①)



表①:2カ月分の基本料金(税抜き)

口径	基本料金
13mm	1,680円
20mm	3,900円
25mm	6,320円

口径を決める目安

メーター口径の大きさは、建物の水道設備の規模や、必要とする水量を基に算出することにより決まります。

口径13mmと20mmについては、メーターから水栓(蛇口など)までの距離や水栓の数により口径を決定する目安があります。(表②)

表②:水道メーターの口径を決める目安

口径	水道メーターから水栓までの距離	水栓の数
13mm	30mまで	かつ10個以内
20mm	50mまで	かつ17個以内

口径の変更について

建物の増改築などに伴い、水道設備を変更する際は、メーターの口径変更をしなければならない場合があります。

詳しくは、水道局(下記の問い合わせ先)または指定給水装置工事事業者にご相談ください。

ご依頼前
Check!

工事費用はお客様の負担です。

事前に複数の指定給水装置工事事業者から見積もりを取り、比較検討することをお勧めします。

水道工事は指定給水装置工事事業者で

ご家庭の水道工事は、適正な施工と水質の安全性を確保するために、水道局から指定を受けた指定給水装置工事事業者でなければ行うことができません。水道工事を行う際は、必ず「指定給水装置工事事業者」に依頼してください。

※指定給水装置工事事業者の一覧は、水道局ホームページに掲載しています。

問い合わせ先▶ 給水維持課給水係 ☎ 0857-53-7934



集合住宅(アパート・マンションなど)の特例料金 ～集合住宅を管理されているみなさんへ～

水道メーターが1個で、2戸以上が使用するアパート、マンションなどの集合住宅では、届け出により、通常の料金計算とは異なる特例料金の適用を受けることができる場合があります。

集合住宅の特例料金とは

水道局の設置しているメーターの口径に関係なく、届け出のあった戸数の各戸に口径13mmのメーターが付いているものとし、かつ集合住宅全体の使用水量は各戸が均等に使用したものと見なして計算し、その合計額を集合住宅の水道料金とするものです。

この特例料金の適用によって、1戸当たりの水道料金が一般家庭(口径13mm)並みになります。

問い合わせ先▶ 料金課料金係 ☎ 0857-53-7922



適用の基準

- ◆各戸に蛇口がついていること。
 - ◆水道を使用する戸数の3分の2以上が住居用であること。
- ※使用水量、戸数などの条件によっては、特例料金が通常の料金より高くなる場合があります。
- ※下水道使用料・集落排水施設使用料の計算方法にも適用されます。